

バス路線に関する「地域間幹線系統確保維持計画」についてのお知らせ【計画決定】

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制が廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出が加速し、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障をきたすことが懸念されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」（国、県、市町村及びバス事業者で構成）を設け、さらに各地域振興事務所及び交通計画課に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議し、「生活交通維持・確保計画」を策定することとしております。

このたび、安房分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について協議を行い、「地域間幹線系統確保維持計画」を別紙のとおり定めたので公表します。

令和元年5月10日

千葉県バス対策地域協議会安房分科会
事務局 安房地域振興事務所地域振興課内
電話番号 0470(22)7111